

幼児期からの運動習慣形成プロジェクト委託要項

令和 5 年 3 月 3 1 日
スポーツ庁次長決定
令和 7 年 2 月 7 日
一部改正

1. 趣 旨

人生 100 年時代を迎えるに当たり、生涯を通じて健やかに過ごすためには、運動・スポーツを通じて健康増進や健康寿命の延伸を実現することが必要不可欠であり、運動習慣形成には幼児期の経験が重要であると言われている。

文部科学省の調査では、体を活発に動かす子供、外遊びをする時間が長い子供ほど、体力・運動能力が高いことが明らかとなっており、幼児期からの運動習慣の形成には、保護者等の意識・行動が大きな影響を及ぼすことが分かっている。

これらを踏まえ、幼児や保護者等を対象に、幼児期からの運動習慣形成を図る取組を実施し、子供の体力向上、ひいては、生涯に渡る運動習慣形成に資する。

2. 業務委託の内容

地域の幼児や保護者等を対象に、幼児期における運動の重要性に関する情報を発信するとともに、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）の活用等を通じた運動遊びの機会の充実を促進する。

（1）体制整備（事業評価・検討委員会の開催）

受託者である地方公共団体は、域内の幼稚園や保育所、スポーツ団体、民間事業者、大学、認定こども園、小学校等と連携し、地域の実情に応じて、（2）体験教室等の実施や（3）成果報告会の実施における内容の検討・実施やアンケート結果等も踏まえた評価、都道府県内全域へ事業成果を普及させる方策の検討・実施のために必要な体制を整備する。また、本委託事業終了後も継続的に取り組まれるよう、その在り方についても検討する。

（2）体験教室等の実施

都道府県内の複数地域において、幼児や保護者、行政担当者等を対象に幼児期運動指針等を活用して、幼児期に運動遊びを行うことの重要性に関する啓発を行うとともに、アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）等を活用した運動遊びを提供する。また、取組の効果等を検証するため、参加者へのアンケートを実施する。

（３）成果報告会の実施

都道府県内全域の住民、幼稚園・保育所関係者、行政担当者等を対象に幼児期運動指針等を活用して、幼児期に運動遊びを行うことの重要性に関する啓発を行うとともに、（２）体験教室等の実施者による取組紹介、専門家や有識者等を交えた取組の成果・課題等に関するパネルディスカッション等を実施する。また、取組の効果等を検証するため、参加者へのアンケートを実施する。

３．業務の委託先

都道府県又は都道府県教育委員会（以下「団体」という。）とする。

４．委託期間

委託を受けた日から事業が終了する日までとする。

５．委託手続

- （１）団体が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書等をスポーツ庁に提出すること。
- （２）スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体と委託契約を取り交わし、業務を委託する。

６．委託費

- （１）スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、再委託費）を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費にかぎる。
- （２）スポーツ庁は、団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部または一部について返還を命じることができる。

７．再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

８．業務完了（廃止）の報告

団体は、委託事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から１０日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8の委託事業完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 事業の実施に際し、スポーツ安全保険に加入するなど、子供や保護者等の安全確保に万全を期すこと。また、事故等が起こった場合に、関係者間で確実に連絡・報告が行われるように、連絡網の整備など、予め適切な措置を講じること。
- (2) スポーツ庁は、団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (3) スポーツ庁は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) 団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。